

福岡県公報

令和 3 年 10 月 5 日
第 239 号

目 次

告 示 (第 853 号)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) …………… 1

公 告

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …………… 1

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 2

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

○県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 3

○公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 3

○公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 3

○公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 3

○県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 4

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 4

告 示

福岡県告示第 853 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 10 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 女山(2)地区
- 2 区域の所在地 みやま市瀬高町大草字女山、粥餅谷、長谷
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 14 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 14 号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標 柱 番 号
みやま市瀬高町大草字女山	877 番 1	1 号
	881 番 1	2 号から 4 号まで
	926 番	10 号から 11 号まで
	925 番	12 号
	922 番 1	13 号
	876 番 2	14 号
みやま市瀬高町大草字粥餅谷	920 番 1	5 号
みやま市瀬高町大草字長谷	919 番 1	6 号から 9 号

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の

防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社ケンショー

(2) 所在地

京都郡苅田町新津382番地21号

(3) 代表者

代表取締役 中原 賢二

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和3年9月10日

4 処分の理由

事業者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当し、また、事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第1号及び第2号の規定に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー前原店

(2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年10月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー古賀店

(2) 所在地 古賀市中央四丁目1-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字吉木2511番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区冷泉町1番3-814号 エクセレンス祇園

笠 朋美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町酒殿二丁目1275番1から1275番21まで、1264番1及び1264番4から1264番19まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区御供所町1番1号

積水ハウス株式会社

福岡支店支店長 佐々木 真也

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年10月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営黒木地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	令和3年10月5日から 令和3年11月2日まで	八女市黒木支所

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条に

おいて準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年10月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市の一部（早良区椎原／早良区小笠木／早良区脇山）	令和3年8月5日から 令和3年12月10日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、みやこ町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年10月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
京都郡みやこ町	令和3年8月4日から 令和4年3月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所福岡導水事業所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年10月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・地形測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市小森野七丁目地内・宮ノ陣二丁目地内	令和 3 年 7 月 27 日から 令和 4 年 6 月 4 日まで

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営ハスワ下地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 3 年 10 月 5 日から 令和 3 年 11 月 2 日まで	八女市役所

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和 3 年 9 月 21 日糸島市告示第 217 号）

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供す

る。

令和 3 年 10 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和 3 年 9 月 21 日糸島市告示第 218 号）

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和 3 年 9 月 21 日糸島市告示第 219 号）

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和 3 年 9 月 21 日糸島市告示第 220 号）

公安委員会**福岡県公安委員会告示第 205 号**

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第 2 条の規定により公示する。

令和 3 年 10 月 5 日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第 2 条第 1 項第 1 号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 3 年 12 月 9 日（木） から同年 12 月 17 日（金） までの間	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（ 3 日目から 6 日目までの講習については、 午後 4 時 35 分まで、最終日の講習 については、午後 0 時 10 分までとし、 その後午後 1 時 00 分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育セ ンター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 3 年 12 月 14 日（火） から同年 12 月 17 日（金） までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで（ 初日の講習は、午前 10 時 25 分から開始 し、最終日の講習については、午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分 から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育セ ンター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

30 名

(2) 追加取得講習

6 名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務に係る 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務の区分に係る 2 級の検定（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記 4 (1) アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和 3 年 10 月 25 日（月）から同年 10 月 27 日（水）までの午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1 級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000 円

イ 追加取得講習

23,000 円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記 5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80 パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日にお

いては動きやすい服装を用意すること。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。